

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年5月12日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社デンコードー

イ 株式会社サンデー

ウ 株式会社ホットマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

(3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(4) 変更する年月日 平成21年4月21日

(5) 変更の理由 来客の自動車の駐車場からの出庫状況を改善するため

2 届出年月日 平成21年4月20日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所